

【個人住民税の特別徴収】マイナンバー（法人番号、個人番号）が必要な手続き

マイナンバーが必要な手続き	番号記載時期	番号の記載 ○…記載、×…記載不要		備考
		特別徴収 義務者	納税義務者	
		法人番号又は 個人番号	個人番号	
給与支払報告書(個人別明細書)の提出	平成29年度以後の年度分の個人住民税に係る報告書から ※平成28年中の給与支払に係る報告書から	○	○	平成28年中に退職をする者や、短期雇用者の場合は、退職前に個人番号を確認する必要があります。
給与支払報告及び・公的年金等支払報告書の光ディスク等による提出承認申請書の提出	平成28年1月1日以後に行われる申請から	○	×	
給与所得者異動届出書の提出	平成29年1月1日以後に給与の支払いを受けなくなった者に 係る提出から	○	○	—
特別徴収への切替申請書の提出	平成29年度以降の年度分の個人住民税に係る提出から	○	×	—
退職所得等の分離課税に係る納入申告書の提出	平成28年1月1日以後に行われる申告から	○	×	法人と個人事業主等で様式が異なります。
特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書の提出	平成28年1月1日以後に行われる届出から	○	×	
特別徴収の納期の特例に関する申請書の提出	平成28年1月1日以後に行われる申請から	○	×	

※上記の内容は、平成28年12月28日現在のものです。今後、内容が変更となる可能性がありますので、ご注意ください。

※平成29年度以後の年度分の個人住民税に係る手続きに必要な新様式は、法人番号、個人番号欄を追加し、平成28年5月頃に土佐清水市役所ホームページに掲載する予定です。